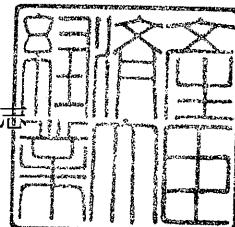


経済産業省

20200226 資第1号
令和2年3月2日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴殿には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から約9年が経過し、複数の原子力発電所が、原子力規制委員会により新規制基準を満たすと認められ、再稼働しました。しかしながら、今なお、国民の皆様の中に再稼働に対する不安の声があることは承知しています。

一方、世界各国が参加するパリ協定が発効し、国際的に地球温暖化対策の重要性が再認識されています。こうした中、昨年6月にパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定しました。同戦略においては、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指します。それに向けて、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という長期的目標を掲げ、その実現に向けて、大胆に施策を取り組むこととしており、非化石電源である原子力発電の重要性は高まっています。

また、平成30年7月に閣議決定した第5次エネルギー基本計画においても、原子力発電は、重要なベースロード電源であり、安全性の確保を最優先にした再稼働を進めていくといった基本方針は維持されています。

原子力政策が直面している最大の課題は、原子力に対する社会的信頼の回復にあります。エネルギー・原子力政策に責任を有する経済産業大臣として、原子力に対する社会的信頼を回復できるよう、先頭に立って最善を尽くします。

このような認識の下、国として、下記の方針に従って、女川原子力発電所2号炉の再稼働を進めてまいります。ご理解を賜るようお願い申し上げます。

記

1. 原子力については、エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい規制水準（新規制基準）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしている。
2. 女川原子力発電所2号炉については、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより、女川原子力発電所2号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。
したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、女川原子力発電所2号炉の再稼働を進めることとする。
3. このような政府の方針について、エネルギー基本計画等に基づき、政府として、立地自治体等の関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容などを丁寧に説明していく。
4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。
5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可など所要の法令上の手続きが進められた上で行われる。さらに、再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。

